

Newsletter

March 2017

ベーカーマッケンジー セミナーのご案内

ロシアビジネスセミナー 一ロシア市場での事業拡大・ 成功への戦略

主催:

ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業)、ジェトロ

開催日:2017年4月18日(火)

時間: 14:00 - 17:00(受付開始 13:30)

会場:

ジェトロ本部 5 階 ABCD 会議室 (港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル) ご案内図

費用:無料

言語:日本語・英語(同時通訳あり)

申込締切:

2017年4月14日(金)17時

当日のアジェンダ、申込方法等の詳細 はこちらをご覧ください

Corporate & Tax Global Update ニューズレター Vol. 8

はじめに

本 Corporate & Tax Global Update は、グローバルローファームであるベーカーマッケンジーのネットワークを最大限に活かし、日本と世界の会社法務と税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 8 となる本号では、米国 LPS を通じて取得される所得が日本居住者の所得となる国税庁の公表や、米国司法省によるコーポレート・コンプライアンス・プログラムの評価ガイダンスの発表など、各国の最新情報をお届けします。本ニューズレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

- 1. 日本/米国
- 国税庁、米国 LPS を通じて取得される所得を、日本居住者の所得として取り扱うことを公表
- 2. アジア
- 【インドネシア】企業犯罪に関する最高裁規則の制定
- 【台湾】企業結合に係る届出義務の基準の改正
- 【中国】中国企業による対外投資に対する規制状況
- 【フィリピン】VAT 還付申請に関するみなし却下規定の遡及効を否定 2014 年 6 月 11 日以前の還付申請が救済される可能性
- 【ミャンマー】競争法の施行
- 3. 米国
- <u>米国司法省がコーポレート・コンプライアンス・プログラムの評価ガイダン</u> <u>スを発表</u>
- 4. 英国
- <u>キャッシュプーリング移転価格税</u>制に関する新ガイダンス

1. 日本/米国

国税庁、米国 LPS を通じて取得される所得を、日本居住者の所得として取り扱うことを公表

1. 従前の背景と国税庁見解の発表

平成 29 年 2 月 9 日、国税庁は、国税庁ホームページ英語版において、日本居住者がリミテッドパートナーとなっている米国 LPS を通じて取得される所得を、当該米国 LPS からの分配の有無に関わらず、当該日本居住者の所得として取り扱うことを公表した(以下、「国税庁見解」)(http://www.nta.go.jp/foreign_language/tax_information.pdf — 英語版のみ公表)。この見解が発表されるまでには次のような背景・問題事情が生じていた。

平成 17 年度税制改正で導入された租税特別措置法第 41 条の 4 の 2 (特定組合員等の不動産所得に係る損益通算等の特例)により、組合契約等の特定組合員である個人の当該組合事業から生ずる不動産所得の損失の金額は生じなかったものとされることとなった。当該平成 17 年度税制改正前においては、デラウェア州法のリミテッドパートナーシップ(以下、「米国 LPS」)を通じて米国不動産投資事業から生じる損失を、日本居住者である個人が他の所得と損益通算をして確定申告を行っていたところ、国税庁は米国 LPS について日本の税法上の法人性を肯定して、上記不動産所得の損益通算を認めないとする更正処分を相次いで下していたところである。

また、平成 17 年度税制改正時に、国税庁個人課税課の個人課税情報第 2 号平成 18 年 1 月 27 日として国税庁のホームページ上で公表された「平成 17 年度税制改正及び有限責任事業組合契約に関する法律の施行に伴う任意組合等の組合事業に係る利益等の課税の取扱いについて(情報)」の質疑応答(以下、「平成 17 年質疑応答」)においては、米国 LPS で共同事業性及び財産の共同保有性を有するものは任意組合等として法人には該当せず、構成員課税を受けることが明らかとされていた。日米租税条約第 4 条第 6 項においては、日本の居住者が日本の税法上、法人として取り扱われる米国の団体を通じて米国源泉所得を取得する場合には租税条約の恩典は与えられないと規定されていることから、日本居住者による米国 LPS を通じた米国源泉所得の取得に関して、米国国内法による 30%の税率による源泉徴収をすべきではないかという疑義が生じていないわけではなかった。

さらに、平成 27 年 7 月 17 日、平成 17 年度税制改正前の所得税法における 米国デラウェア州の法律に基づいて設立された LPS を通じて生じた不動産所 得の損失の損益通算を認めないとした更正処分の適法性が争われた事案で、 最高裁判所は、当該デラウェア LPS は所得税法第 2 条第 1 項第 7 号及び法人 税法第 2 条第 4 号に定める「外国法人」に該当するため、当該更正処分は適 法であるとする判断を下した(以下、「平成 27 年最高裁判決」)。平成 27 年最高裁判決は、外国の法律に基づき設立された団体の本邦税法上の法人該 当性の判断基準について以下の 2 つを掲げている。

- (a) 当該組織体に係る設立根拠法令の規定の文言や仕組みから、当該組織体が当該外国の法令において日本法上の法人に相当する法的地位を付与されていること又は付与されていないことが疑義のない程度に明白であるか否か。
- (b) 上記(a)ができない場合には、当該組織体が権利義務の帰属主体であると 認められるか否かを検討して判断すべきものであり、具体的には、当該 組織体の設立根拠法令の規定の内容や趣旨等から、当該組織体が自ら法

律行為の当事者となることができ、かつ、その法律効果が当該組織体に 帰属すると認められるか否か。

その上で平成 27 年最高裁判決は、デラウェア州法改正統一有限責任組合法に 基づくリミテッドパートナーシップは所得税法及び法人税法上の「外国法人」 に該当すると判示している。

平成 27 年最高裁判決を受けても、関係する業界団体からの照会に対して、国税庁としては米国 LPS は構成員課税を受ける団体として取り扱い、米国歳入庁から問い合わせがあった場合には、その旨を伝えるという内容の回答を行っていたようである。しかしながら、一部の米国の源泉徴収義務者(米国 LPS の形態の投資ファンド)は、日本の投資家向けの米国源泉所得の支払いについては、日米租税条約の適用がないものとして、30%の源泉徴収を行っていたようである。

なお、国税庁見解の発表後、関連する業界団体では以下のような内容を国税 庁から説明を受けたとして各会員に伝えているようである。

- (a) 国税庁見解は米国内国歳入庁に内容を伝えた上で公表されたものである こと。
- (b) 当該内容は米国の税務専門誌等を通じて周知を行う予定であること。
- (c) 米国において本則税率 (30%) による源泉徴収が続く場合又は速やかな 還付手続きが行われない等の場合には、国税庁見解を米国の源泉徴収義 務者に伝達し、必要に応じて米国内国歳入庁への照会を促すべきこと。

2. 日米租税条約の規定等

日米租税条約第4条第6項(e)では、「一方の締約国において取得される所得であって、当該一方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得として取り扱われるものに対しては、この条約の特典は与えられない」と規定されている。なお、日米租税条約では、一方の締約国において取得される所得であって、当該一方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該構成員の所得として取り扱われるものに、条約の特典が与えられるか否かに関する規定は存在していない。しかしながら、米国財務省が公表している日米租税条約に関する Technical Explanationでは、米国源泉所得が日本の法令において構成員課税を受ける米国の団体を通じて取得される場合には、当該米国の団体が米国税法上、構成員課税を受けるのであれば条約の恩典が与えられるとし、当該団体が米国税法上、法人課税を受けるのであれば当該所得が米国の法人税課税を受けるため当然の帰結として日米租税条約の適用がない点を明らかにしている。

また、同条約第25条第3項は、「両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は運用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。」と規定している。

3. 国税庁見解を受けた日米租税条約の適用可能性について

このような中問題になるのが、国税庁見解を受けて、米国 LPS を通じて米国源泉所得の支払を受ける場合に、日米租税条約の適用が認められるのかという点である。

米国税法上構成員課税として取り扱われる米国 LPS を通じて、日本の居住者が米国源泉所得を取得する場合において、日米租税条約に基づく軽減・免除規定を考慮した上で最終的に米国課税当局が源泉徴収をするか否かの判断は、あくまで米国税法上の解釈に従って行われるが、国税庁見解を受けて米国LPSが日本の法令に基づき構成員課税を受ける団体であると判断される可能性が高いと考えられ、実務的にもそのような取扱いになっていくものと想定される。

(a) 課税当局の見解が明確であり、現実的に構成員課税を受けること

国税庁見解は、本邦の課税当局自らが、本邦税法上は米国 LPS を構成員課税を受ける団体として取り扱うことを明確にしたものである。一方の締約国の課税当局がある課税関係について、その取扱いを明確に示しているにも関わらず、それとは異なる判断基準を斟酌して当該国の課税当局の取扱いと異なる運用をすることは現実的ではないと思われる。しかも、国税庁見解の内容は既に米国の課税当局である米国歳入庁(IRS)との間でその内容や実務上の取扱方法について十分な意思疎通がなされているということのようであり、実務上の観点からは、米国課税当局は、本邦の課税当局である国税庁の運用・取扱いに依拠して日米租税条約第4条第6項を適用・運用することになると考えられる。今後米国 LPS の構成員である日本居住者は、国税庁見解を前提として申告納税を行うことが想定され、かつ国税庁はこれを是認する実務をさらに一般的にかつ反復、継続的に行っていくことが想定される。かかる実務を前提とすれば、日米租税条約第4条第6項における「日本国の租税に関する法令に基づき当該構成員の所得として取り扱われるもの」と解釈すべき余地は十分にあり、かつ日米租税条約の趣旨にも合致するとも考えられる。

(b) 国税庁見解と平成 27 年最高裁判決の整合性

国税庁見解と平成 27 年最高裁判決の内容は一見矛盾しているようにも見える。 しかし、国税庁としては当然平成 27 年最高裁判決の存在を認識しているはず であり、そうであるにも関わらずあえてそれに明白に反するような解釈指針 を発表するということは事実上想定し難い。実際に平成 27 年最高裁判決の射 程を限定して解釈する試みもみられ、両者を整合的に解釈する余地はあると 考えるのが素直であろう。

4. 結論と残された課題

上記の通り、日本国の居住者が、米国 LPS を通じて米国源泉所得の支払を受ける場合には、当該日本居住者が日本の税法上、構成員課税を受け(米国 LPS がいわゆるチェック・ザ・ボックス規則により法人所得課税を選択していないことを条件として)、かつ日米租税条約の他の要件を満たしている限りにおいて、日米租税条約の特典を受ける地位にあると考えられる。なお、今後の課題として、国税庁見解が発表される以前に平成 27 年最高裁判決の内容に従っていわば保守的に申告を行っていた者が救済されるのか否かといった点や、国税庁見解の発表後になお納税者の側で平成 27 年最高裁判決に沿った内容で申告を行うことができるかといった点が残されている(後者の点については、国税庁は、上記のような申告に対して事実上納税者の選択に委ねる扱いをしていると理解することも可能と思われる。)。

最初のページに戻る

2. アジア

インドネシア

企業犯罪に関する最高裁規則の制定

インドネシアの最高裁は、2016年末に企業犯罪の処理手続に関する最高裁規 則を制定した。インドネシアではこれまで、犯罪を行った企業が実際に訴追 や制裁を受けるケースは必ずしも多くなかったが、今回の最高裁規則の制定 によりこれまでの傾向が大きく変わる可能性がある。なお、この規則は手続 規則であり、環境法、反資金洗浄法、汚職防止法等に定められる企業の犯罪 の範囲を拡大するものではない。インドネシアの汚職撲滅委員会は、今回の 規則の制定を受けて、汚職事件に関与した企業に対してこの規則を適用する 旨を明らかにしている。

今回の最高裁規則の制定を受けて、インドネシアでビジネスを展開する企業 としては、組織再編行為を行った場合に対象会社が負っていた刑事責任を引 き継ぐ可能性があることを理解し、リスク評価に関して十分なデューデリジ エンスを実施することが求められる。また、不十分な内部統制が企業犯罪を 招き訴追リスクを高めるということを再認識して、これまでのコンプライア ンス体制を検討し直し、積極的に改善していくことが求められる。

最髙裁規則のポイント

- 企業がいかなる組織形態であるかを問わず適用される。また、内国企業 と外国企業で適用対象を区別していないことから、外国企業にも適用さ れる可能性が高い。さらに、当事者企業だけでなく、親会社その他のグ ループ企業にも犯罪への関与の態様によっては適用される可能性がある。
- 犯罪に関与した企業が組織再編行為を行った場合の刑事責任の所在に関 しても規定している。①犯罪に関与した企業が合併または統合した場合 には、存続会社がその犯罪に基づく刑事責任を承継する。②分割の場合 には、分割後のどちらか一方の会社または両方の会社が刑事責任を負う。 ③清算手続に入った場合、手続の開始は刑事責任の免責事由には当たら ないが、当該企業が適法に解散した後は刑事責任を免れる(もっともこ の場合でも、当該犯罪に供用し、または当該犯罪から収受した財産は没 収される。)。
- 企業犯罪に対する刑事責任の存否を判断する際の重要な考慮要素として、 ①当該企業が当該犯罪によっていかなる利益を収受したか、②当該企業 が当該犯罪を黙認していたといえるか、③悪影響を防止し、犯罪防止の ために必要なコンプライアンス体制が整備されていたか、といった点が 挙げられている。この点、最高裁規則は企業に犯罪防止のための積極的 な対策をとることを求めているものといえる。
- 犯罪に関与した経営陣が退任し、または死亡した場合であっても、企業 は当該犯罪に対する刑事責任を免れない。
- 経営陣には、当該企業の役員に加え、当該企業の経営方針や業務決定に 大きな影響力を与える立場にある者も含まれる。
- 企業は犯罪に関与した場合、裁判所は企業、経営陣又はその両方に制裁 を科すことができる。罰金が科された企業がその支払いを怠った場合、 検察庁は当該企業の財産を差し押さえてこれを換価できる。他方、罰金 が科された経営陣がその支払いを怠った場合、その者は収監される。

最初のページに戻る

台湾

企業結合に係る届出義務の基準の改正

2016年12月2日、台湾公平交易委員会は、企業結合に係る届出義務の基準 を改正し、当事者の全世界における売上も届出義務基準に組み入れた。2016 年12月2日から、以下のいずれかに該当する場合には届出義務が課せられる ようになった。

- 結合に関与している全当事者の前会計年度の全世界における合計売上が 400 億新台湾ドルを超え、かつ、少なくとも 2 つの当事者の前会計年度 の台湾における売上がそれぞれ 20 億新台湾ドルを超える場合
- 結合に関与しているいずれかの当事者の前会計年度の台湾における売上 が 150 億新台湾ドルを超え、かつ、他方の当事者の前会計年度の台湾に おける売上が20億新台湾ドルを超える場合

グループ再編における届出義務の免除

台湾公平交易委員会は2016年7月18日にグループ内の組織再編について届 出義務を免除する場合を定めた。具体的には、以下の場合には届出義務が免 除される。

- 企業が対象企業の議決権付株式もしくは資本出資の一部または全部を他 の会社に譲渡する場合であり、かつ、結合の当事者が他の同一企業によ り支配されている場合
- 企業が、当該企業を支配する又は当該企業に支配される企業と結合する 場合
- 結合する両企業が他の同一企業により支配されている場合
- 企業が、当該企業を支配する又は当該企業に支配される企業に、対象企 業の議決権付株式もしくは資本出資の一部または全部を譲渡する場合

最初のページに戻る

中国

中国企業による対外投資に対する規制状況

2016年後半における中国の外貨準備金の急激な減少を背景に、中国企業によ る対外投資に関する規制が強化される傾向にある。中国人民銀行(PBOC)、 中国国家外貨管理局(SAFE)、中華人民共和国国家改革発展委員会(NDRC) 及び商務省(MOFCOM)などの公的機関は、合理的な投資取引とそのコンプ ライアンスの確保を目的として対外投資を厳しく審査することを強調すると ともに、対外投資の審査において実務的な対応を導入している。

MOFCOM は 2016年 12月 2日、対外投資届出に際し追加書類の提出を義務 付ける通知を公表し、対外投資の審査を強化した。追加書類の中には、対外 投資を伴う会社設立や M&A に関連する定款又は契約書等、投資に関わる取 締役会決議又は出資決議、直近の監査済み財務諸表、投資のための準備状況 (デューデリジェンス調査、フィージビリティ調査、投資の原資等)、対外 投資に関する誓約書などが含まれる。

他方、NDRC は 2016 年 12 月 5 日、対外投資及び入札案件にかかる報告義務 を強化する通知を公表している。出資者は、事業許可書、監査済み財務諸表

及び投資案件関するデューデリジェンス報告書を提出することが求められるようになった。

PBOC は 2016 年 11 月 29 日、国内企業による人民元の対外融資にかかる方針と手続きにかかる通知を公表した。さらに、PBOC は 2016 年 12 月 28 日、「金融機構巨額取引及び疑わしい取引管理弁法」を改正した。これにより、取扱銀行による疑わしい取引の報告義務の基準が新たに作られた。また、報告義務が課される巨額取引の基準額が 20 万元から 5 万元又は 1 万ドル相当の外貨へと下方修正され、20 万元又は 1 万ドル相当の外貨を基準として新たなクロスボーダー取引の報告義務が定められた。

また、SAFE と PBOC は 2016 年 11 月 28 日に協議を行い、対外投資のための送金に関する銀行実務について調整を行い、多額の対外投資のための送金についてより厳格な審査を行うこととしている。

以上のように、中国政府はいまだ公的な統一的規制を導入していないものの、 各機関が対外投資に対する厳しい審査及び規制を実施し始めている。中国政 府は、中国企業による不合理又はハイリスクの海外投資を厳格に審査する傾 向にあり、その動向に注意する必要がある。

最初のページに戻る

フィリピン

VAT 還付申請に関するみなし却下規定の遡及効を否定 — 2014 年 6 月 11 日以前の還付申請が救済される可能性

1. 最近の動向

2017年1月1日、フィリピン内国歳入庁(BIR)は、歳入規則第1-2017号 (Revenue Regulations No.1-2017)を発表した(以下、「新歳入規則」)。新歳入規則は、歳入通達第54-2014号(Revenue Memorandum Circular No.54-2014)(以下、「旧通達」)に基づく規定、すなわち、係属中の還付申請について申請日から120日の期限が経過した後は却下されたものとみなすという規定(以下、「120日ルール」)について、遡及効は生じないと規定するものである。したがって、当該現行通達が効力を生じる以前に申請されかつ現在係属中のものであれば、120日ルールの適用はなく、期間徒過という理由のみに基づいて申請が自動的に否認されることはない。

2. 係属中の還付申請を抱える納税者に対する影響

2014年6月11日に発表され、即日発効した現行通達は、上記120日ルールの内容として、納税者が払い過ぎた仮払付加価値税(いわゆるインプットVAT)の還付申請を行った場合、当該申請書類一式の提出日から120日を経過しても内国歳入庁長官の決定が下されなかったものについては、自動的に否認されたものとみなす旨を規定する。

現に、係属中の VAT 還付申請の中には、単に 120 日を経過したことを理由として否認される事例も見受けられた。そして、否認された場合に税務控訴裁判所に控訴しなかった納税者には、他に何らの救済手段も認められない状態にあった。

このような中、新たに発表された新歳入規則が、120日ルールが遡及的に適用されないことを明確化した以上、2014年6月11日以前に申請を行ってい

た納税者は、内国歳入庁に対して引き続き審理を求めることができることになる。

3. 新歳入規則

上記の通り、新歳入規則は、現行通達上の問題点を解決・明確化するものである。フィリピン税法(Tax Code)第 112 条によると、付加価値税が免除(実質的に免除状態である場合も含む)された売上を計上した付加価値税登録納税者は、当該売上を計上した課税期間の四半期の終了から 2 年以内に、当該売上に関する税額控除証明書(Tax Credit Certificate)の発行又は今期支払予定又は支払済みの控除対象となるインプット VAT の還付を申請することができる。そして、内国歳入庁長官は、当該申請書類一式の提出日から 120日以内に、控除対象となるインプット VAT について還付を認めるか、税額控除証明書を発行しなければならない。

現行通達が発表される以前は、納税者は内国歳入庁に対する還付申請の申請日から必要書類一式を提出するまで30日間が与えられており(RMC第49-2013号)(以下、「旧通達」)、申請書類一式の提出がされてから初めて120日間の審理期間が進行することとされていた。しかし、現行通達の下では、要件が加重されている。必要書類が追加されたことに加え、納税者は、還付申請の申請時に、関係書類一式の提出を要求されることになった。その他の新たな要件は以下の通りである。

- VAT の還付又は税額控除の申請は、関係書類一式を添付してなされなければならない。
- 納税者は、提出された書類に不備がないことを誓約する宣誓書面を添付しなければならない。宣誓供述書では、さらに、当該書類が当該申請を基礎付けるために納税者が提出する全ての書類であることについても供述しなければならない。
- 内国歳入庁長官には、申請書類一式の提出日から還付又は税額控除証明書の発行申請を認めるか否かの決定をするまでに、120日間の審理期間が認められている。
- 法で定められた 120 日の期間内に、内国歳入庁長官によって、VAT の還付又は控除申請に関する決定がなされなかった場合、当該申請は否認されたものとみなされる。

したがって、現行通達の発効に伴い、たとえ納税者が関係書類の作成途中であったとしても(旧通達の下では申請をしても必要書類一式を提出していなければ 120 日ルールの適用はなかった)、当該申請日から 120 日が経過すれば、係属中の申請は否認されたものとみなされることになった。裁判上の還付請求は当該 120 日が経過してから 30 日以内に申し立てる必要があるとされていたため、当該還付申請について税務控訴裁判所に控訴しなかった納税者らには、他に何の救済措置も認められていなかった。このような中、新歳入規則は、一定の例外を除き、現行通達が発効する以前に申請され、かつ現在係属中のものについては、現行通達が適用されないことを明らかにしたという点で意義を有する。

4. 結論

以上述べた通り、2014年6月11日以前に申請され、かつ現在係属中の申請であれば、120日ルールの適用はない。今回の新たな発表は、120日ルールの適用によって申請が(みなし)否認されてきた納税者にとって意義のあるものである。新歳入規則の適用により、そのような納税者は、新歳入規則に

基づき VAT の還付申請を再度行う(引き続き求める)ことが可能となる。フィリピンにおける VAT 還付申請の手続については、従前から現地進出企業をはじめとする多くの企業から問題が指摘されてきた(還付ポジションになっていても円滑な還付がなされず、またいつ還付されるかの目処すら立たない等)。今回の通達は納税者に対し一定程度有利な内容を定めるものであり、2014 年 6 月 11 日以前の申請であれば救済される可能性がある。過去に VAT 還付申請を行っている場合、申請の時期について今一度確認しておくことが 肝要といえる。

最初のページに戻る

ミャンマー

競争法の施行

2015年ミャンマー競争法が2017年2月24日から施行された。ただし、現時点で法の施行規則は公表されておらず、ミャンマー競争法委員会(以下、「競争法委員会」)も組成されていない。競争法委員会が組成されるまでの間は、商務省に設置される競争政策局が競争法違反案件に対応する。

ミャンマー競争法の施行により、①カルテル、垂直的協定、支配的地位の乱用などの競争を制限する行為の禁止、②市場の独占につながるような行為の禁止、③不公正な競争(欺瞞的広告、価格差別等)の禁止、④合併、買収、ジョイントベンチャーの組成などの企業間の協業に適用される企業結合規制が導入された。企業結合規制については、施行規則において届出基準や手続きが規定される予定である。

法の施行日以降、施行規則が制定されるまでの間に行われた競争法違反行為 については、将来的に訴追の対象となる可能性がある。また、競争法委員会 の組成前においても、商務省に対して違反の報告を行うことができるとされ ている。かかる観点から、ミャンマー競争法に抵触する懸念のある契約や取 引実務について見直しを行うべきである。

最初のページに戻る

3. 米国

米国司法省がコーポレート・コンプライアンス・プログラムの 評価ガイダンスを発表

海外腐敗行為防止法(FCPA)などを管轄する米国司法省(DOJ)刑事局詐欺課は、2017年2月に、コーポレート・コンプライアンス・プログラム評価(DOJ 評価ガイダンス)を発表した。DOJ は、調査におけるコンプライアンス・プログラムの評価は、各企業固有のリスクプロファイルによって個別に行われるべきであるとしつつも、一般的に妥当し得る11の重要なコンプライアンス・プログラム評価項目と、それに対応する質問事項をDOJ評価ガイダンスに列挙している。11の重要な評価項目は以下の通りであり、DOJ はそれぞれの評価項目について、評価のための質問事項を示している。

- 1. 不正行為の分析と是正措置 不正行為の根本原因の分析、事前の予兆 及び是正措置の状況
- 2. シニアマネジメントと中間マネジメント マネジメント層の実行、コミットメントの共有、取締役会による監督

- 3. 自立性とリソース コンプライアンス機能の自立性、経験・資金面で のリソース、外部リソース等
- 4. ポリシーと手続(構築とアクセシビリティ、機能の統合) 効果的な ポリシーの策定と周知、支払や承認などのプロセスとの統合
- リスク評価 企業ごとのリスク評価、情報収集 5.
- トレーニングとコミュニケーション リスクベースのトレーニング、 不正行為に関するコミュニケーション
- 7. 通報と調査 効果的な通報制度、内部調査、調査結果の活用
- 8. インセンティブと懲戒 アカウンタビリティ、懲戒プロセス、一貫性、 インセンティブ制度
- 9. 継続的な改善と定期的な検査・評価 内部監査、検査及び改善
- 10. 第三者に対するマネジメント リスクプロファイルに基づく第三者の スクリーニング、担当者に対する第三者コンプライアンスリスクのトレ ーニング
- 11. M&A M&A 取引におけるコンプライアンス・リスク評価のポリシー と手続き、コンプライアンス部門によるデューデリジェンス、コンプラ イアンス・プログラムの統合

この DOJ 評価ガイダンスは、評価項目は過去に公表された DOJ 等の方針に 沿うものであるが、コンプライアンス・プログラムの有効性の評価における DOJの直近の取り組みをまとめているもので、米国あるいはグローバルなコ ンプライアンス・プログラムを構築、運用、進化させようとしている企業に とって有用なガイダンスを示すものといえる。DOJ評価ガイダンスでは、コ ンプライアンス・プログラムについて、マネジメントがその実行によりコミ ットメントを示すこと、また、企業の事業活動のプロセスの中に統合してい くことが強調されている。また、企業のコンプライアンス機能の独立性、権 限、実効性も、いくつかの評価項目にまたがる重要な分野といえる。DOJ評 価ガイダンスに示される DOJ のコンプライアンス・プログラムに対する期待 を理解し、各企業がそれぞれのリスクプロファイルに応じたコンプライアン ス・プログラムの構築及び見直しをすることが期待される。

最初のページに戻る

4. 英国

キャッシュプーリング移転価格税制に関する新ガイダンス

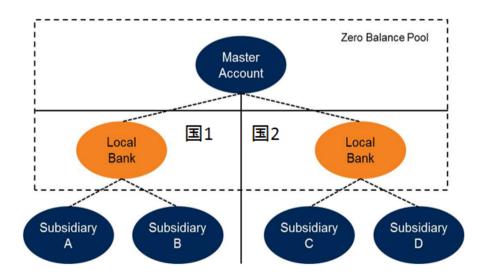
1. はじめに

ここ数か月の間 OECD・HMRC による利子控除に関する立法化及びガイダン スの発表が相次いでおり、企業の財務関係者の中で話題が尽きることがない 状況にあるが、このような中、HMRC は最近、会社グループ間貸付の問題に も密接に関連するキャッシュプーリングの移転価格税制に関する新たなガイ ダンスを発表した。企業が財務上の取決めを検討・評価する際には、今回の 新ガイダンスを考慮に入れた上で、グループ内でのキャッシュプーリングに 関する移転価格ポリシーが当該ガイダンスの内容に沿っているかを検討して おくことが重要となる。本稿では、当該新ガイダンスの実行にあたって多国 籍企業が考慮しておくべき要素・事項について触れることにする。

2. キャッシュプーリング移転価格税制に関する問題

HMRC は International Manual で新ガイダンスを発表し、2017 年 2 月に最終 化している。同ガイダンスでは、検討を要するべき商業上及び移転価格税制 上の枠組が記載されている。キャッシュプーリングとは、端的に述べると、 多国籍企業がその財務ストラクチャーについて導入するもので、通常外部の 銀行を巻き込み、グループの運営会社(operating company)のキャッシュ収 支をプラス・マイナスに関わらず効率的に管理しようとする取決めに関連す る仕組みである。

ここで、下記の表における国1に所在する子会社A・Bと国2に所在する子 会社 C・D は、それぞれプラス又はマイナスの収支を有しているものとする。 仮にそれぞれの子会社が独立してその所在国の銀行と取引を行った場合、仮 にトータルの収支が差引ゼロであったとしても、マイナスの収支(借入)に 対する利率はプラスの収支(預入)に対する利率よりも高いため、結局銀行 に対する利子(利払い)が発生してしまう。キャッシュプーリングの目的は、 これら外部銀行を媒介して行う預入・借入に伴う利払いの機会を逓減するこ とによって費用の節減を図る点にある。



3. HMRC の懸念

上記の5つの会社が、グループ会社内キャッシュプールで仮に以下のような 預入又は借入を行ったとする。

- 会社A プールに対する 100 ポンドの短期預入
- 会社 B プールから 200 ポンドの短期借入
- 会社C プールに対する 400 ポンドの長期預入
- 会社 D プールから 350 ポンドの長期借入
- 会社 E グループ財務統括会社でありマスターアカウントを管理

これらの預入及び借入を合計すると、銀行及びヘッダー口座の名義人との間 で締結されたマスター契約を通じて拠出されたキャッシュプールに対する預 入額に対して、借入額が50ポンド超過している状態にある。銀行が仮に預入 に対して1%、預入に対して2%の利率で利子を課したとすると、キャッシュ プールがなければ、上記 550 ポンドの借入に対して 11 ポンドの利子を支払 い、500 ポンドの預入に対して5 ポンドの利子を受け取ることになる(手数 料等は除外している)。これがキャッシュプールを用いると、グループ全体 で1ポンドの利子さえ支払えばよいということになり(預入と借入を相殺し た結果としての借入50ポンドに対して2%の利率で利子が発生)、全体とし てみると、銀行を経由する場合に比べて5ポンド有利になることになる。

上記の移転価格に関する問題は、会社間同士の内部利率の決定や、グループ における収益をどのように配分するかの決定に関わってくる。また、この問 題は、新ガイダンスで触れられている下記の問題と密接に関連する。

- グループの収益は、銀行とのプログラムを運営管理しているヘッダーカ ンパニーによって保持されるべきか、あるいは関連グループ会社間で配 分されるべきか。
- 短期・長期収支の別によって適用方針を区別する必要があるか。
- 移転価格の取決めに反映する信用リスクについては、グループ財務統括 会社のものを反映すべきか、それともプールから借入れを行っている会 社のものを反映すべきか。

4. グループ・ベネフィットの配分

新ガイダンスはまず、改訂された OECD 移転価格ガイドラインにおけるシナ ジーベネフィット(グループによる意図的な協調行動によって得られたもの を含む)に関する議論について言及し、当該ベネフィットは、対応するシナ ジーに応じて各グループ会社に対して配分されるべきだと論じている。この 場合、キャッシュプールを管理するヘッダーカンパニーがまず最初のサービ スを提供し(そしてこれに関するサービスフィーが分析の出発点として適切 となろう)、さらに、追加的な利益についても、生じる信用リスク及び破綻 リスク又は当該取決めをサポートするための資本拠出に要した費用として考 えることが適当といえる。

財務統括会社が適切に対価の支払を受けている限り、残余利益はグループの 純収支に対して銀行が課す利率より有利な利率でグループ各社に対して配分 されうる。上記の例でいうと、プーリングに関する取決めに基づくグループ の利益が5ポンドであり、かつヘッダーカンパニーに対する補償額(対価) が独立当事者間価格で2ポンドであると仮定した場合(銀行に対する何らか の手数料・フィーの支払を含む)、残りの3ポンドの利益は、より有利な利 率でグループ会社に対して配分されることになる。

5. 長期ローン vs 短期ローン

HMRC の新ガイダンスは、明確に、長期又は「構造的」預入が独立当事者間 (アームズレングス) 契約に該当するか否かという点について、否認権限を 行使する可能性を示唆している。当該取決めの期間の長さや借入人の潜在的 な信用リスクを考慮すると、預入というよりむしろローンの性質を有する高 利率を求める、いわば偽装された長期タームローンに事実上なりうる点に注 意が必要である。

6. 新ガイダンスに対して多国籍企業が取るべき対応

機能的分析

まずは、①ヘッダーカンパニーが一体いかなるサービスを提供しているのか、 また、統括プログラムの管理のために②リスクを負っているのか否か、③資 産や資本の提供があるのか否か、④費用負担があるのか否か等の点を把握す るため、当該ヘッダーカンパニー貢献の度合・程度の分析から始めることが 相当である。同様に、キャッシュプールの参加者についても検討を行うこと が重要で、当該参加者が相互に明示又は黙示の相互保証をしているか否か、 参加者の経済的貢献がキャッシュプールの運用実態と真に一致しているか否 か等の点を検討することになる。

プライシング (価格決定)

独立当事者間における支払利子又は受取利子の決定はどのように行うべきだ ろうか。適用を行うための有益な CUP は存在するだろうか。これらの検討に 際しては、財務統括会社に対して銀行から請求され、または支払われるヘッ ダー利子の利率から検討を始めることが有益となる場合がある。また、グル ープメンバー間におけるシナジーメリットの共有を反映して、スプレッド額 も減額される可能性がある。あるいは、借入人について生じる特定の信用リ スクを反映するために、キャッシュプールからの資金の借入について追加の マージンが発生する可能性もある。

移転価格以外の税務上の問題

HMRC による新ガイダンスは、キャッシュプールから生じたグループ間デッ トについて、支払利子損金算入制限規定や源泉徴収に関するルールに基づい て分析することが重要としている。

ドキュメンテーション(文書化)

BEPS 行動計画 13 に基づいて OECD が発行した文書化に関する最終ガイド ラインでは、金融取引に対する有益な知見が得られることを明確に示してい る。一般的な OECD の要件に加えて、新ガイダンス 503200 (INTM 503200) は次の事項を含むいくつかの事項に関して文書化の要件を定めている。

- UK に対して影響を与える預金に関連する規定及び商業的取決めの詳細
- 年間において獲得し又は支払われた一切の利子及び変更点
- ヘッダーカンパニー(UK内に所在するか否かを問わない)を含むこと が目的とされている機能分析を含む、キャッシュプーリングに関するポ リシーに特化した移転価格決定に関する文書の作成
- 外部銀行との法的合意
- 移転価格決定に対する経済分析によるサポート

www.bakermckenzie.co.jp

本ニューズレターに 関するお問い合わせ先

global.update@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー 法律事務所(外国法共同事業)

〒106-0032 東京都港区六本木 1-9-10 アークヒルズ仙石山 森タワー28F Tel 03 6271 9900 Fax 03 5549 7720 www.bakermckenzie.co.jp

7. 結論

多国籍企業が実際に採用しているキャッシュプーリングに関する取決めの複 雑性に鑑みると、HMRC の発表したガイダンスは、この非常に複雑な問題に 対して一定の指針を提供するものといえる。HMRC としては、この発表を通 じて、多国籍企業が当局による税務調査・否認等の権限行使及び付帯する異 議申立手続と折り合いをつけ、商業的に分別のとれた形で解決をし、例えば 長期ローンをキャッシュプール預金として偽装することがないよう求める姿 勢を明らかにするものである。なお、グループとしてはトータルのキャッシ ュプール利益の適切な配分のためのキャッシュプール利率の設定作業を行わ なければならないため、経済分析についても同様に複雑なものになることが 予想される。留意すべきは、HMRC としてはこの問題に対処するための文書 化を求めているということである。

最初のページに戻る

©2017 Baker McKenzie、ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジーインターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法 ©2017 Baker McKenzie. ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンシーインターフンョフルックン・ファームへ、ロームへ、ローム・ファームは 律事務所(外国法共同事業)及びベーカー&マッケンジーインターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門 作者が加いてはないによっている。 が知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、 ス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。